平成16年(ワ)第8391号 商号使用差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成16年8月25日

判

セイコー株式会社

同訴訟代理人弁護士 堤淳一 石田茂 同 石黒保雄 同 同 新有道

被 株式会社セイコープランニング

主

「株式会社セイコープランニング」との商号を使用してはならな 被告は, 1 い。

2 「セイコーローン」, 「セイコーブ 被告は、雑誌などの広告媒体において、 ランニング」, 「SEIKOプランニング」, 「SEIKO PLANNING」 その他「セイコー」又は「SEIKO」を含む標章を使用してはならない。

被告は、東京法務局新宿出張所平成14年11月29日受付でされた被告の 3 組織変更による設立登記中、商号「株式会社セイコープランニング」の抹消登記手 続をせよ。

訴訟費用は被告の負担とする。 4

事実及び理由

第 1 請求

主文同旨 第2 請求原因

原告の商品等表示

(1) 原告は、大正6年10月29日、「株式会社服部時計店」との商号で設立さ れ、昭和58年8月1日「株式会社服部セイコー」に、平成9年7月1日「セイコ -株式会社」にそれぞれ商号を変更した(以下、「セイコー株式会社」を「原告商 号」という。)

(2) 原告は、次の商標権を有している(以下、2つを併せて「本件商標」とい

う。) ァ

登録番号 第175840号

登録年月日 大正14年12月2日

第21類(大正10年法分類) 商品の区分

時計並其各部及附属品 指定商品

登録商標 別紙原告商標目録1のとおり

登録番号 第1997404号 1

> 登録年月日 昭和62年11月20日

第23類(昭和34年法分類) 商品の区分

時計、眼鏡、これらの部品および附属品 指定商品

別紙原告商標目録2のとおり 登録商標

原告の商品等表示の周知性,著名性

(1) 原告の連結売上高は,次のとおりであった。

平成12年3月期 2762億4900万円, 平成13年3月期 2607億0700万円,

平成14年3月期 2311億8500万円

- (2) また、原告は、オリンピック、世界陸上選手権大会、世界水泳選手権大会等 に協賛して公式計時を担当するなどした。
- (3) その結果,原告商号及び本件商標は,日本全国において,原告の営業又は商 品を表示するものとして著名であり、少なくとも需要者の間に広く認識されてい る。
 - 3 被告の類似表示の使用及び混同のおそれ
- 被告は、金融業等を目的とする株式会社であり、東京法務局新宿出張所平成 (1) 14年11月29日受付をもって,有限会社ローンズ五輪からの組織変更により設 立登記された。
- (2) 被告は. その営む金融業の営業表示として、登記された商号である「株式会 社セイコープランニング」を使用し、雑誌広告やインターネットのウェブサイトに おいて、「セイコーローン」、「(株)SEIKOプランニング」、「SEIKO ニング」又は「SEIKO PLANNING」を使用している(以下,こ

- れらを「被告使用表示」という。)。 (3) これらの使用状況によれば、被告は、被告使用表示以外にも、「セイコー」 又は「SEIKO」を含む標章を使用するおそれがある。
- (4) 被告使用表示並びに「セイコー」又は「SEIKO」を含む標章は、原告の 商品等表示である原告商号及び本件商標と類似している。
- (5) そのため、被告と取引する者は、被告が原告の子会社又は一部門であると誤 認するおそれがある。

営業上の利益の侵害

被告使用表示等の使用により,原告は,営業上の利益が侵害され,又は侵害され るおそれがある。

よって,原告は,不正競争防止法2条1項1号又は2号,3条1項及び2項に基 づき,請求欄記載の侵害の停止及び予防並びに必要な措置を求める。 第3 被告の応答

被告は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。 第4 当裁判所の判断

- 1(1) 証拠(甲1の1, 3及び4, 2の1及び2, 6) 並びに弁論の全趣旨によ れば、請求原因1 (原告の商品等表示)が認められる。
- (2) 証拠(甲6)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因2(1)及び(2)(原告の 売上高、世界選手権等協賛)が認められる。
- これらの事実によれば、原告商号及び本件商標は、日本全国において、原告の営 業又は商品を表示するものとして、少なくとも需要者の間に広く認識されているも のと認められる。
- 証拠(甲3~5)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因3(被告の類似表示 の使用及び混同のおそれ)が認められる。
 - 弁論の全趣旨によれば、請求原因4(営業上の利益の侵害)が認められる。
- 以上によれば、不正競争防止法2条1項1号、3条1項及び2項に基づき、 主文第1ないし第3項と同旨の侵害の停止及び予防並びに必要な措置を求める原告 の請求は、いずれも理由がある。

よって、原告の請求をすべて認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

判長裁判官	市]	正	巳
裁判官	賴		晋	_
裁判官	高	嶋		卓

(別紙) 原告商標目録